三　アナログ電話用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。）　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号ソ、ラ及びノに掲げるものを除く。）

［ロ　略］

四　携帯電話用設備又は特定携帯電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号ソ及びノに掲げるものを除く。）

［ロ～ニ　略］

四の二　ＰＨＳ用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号ソ及びノに掲げるものを除く。）

［ロ・ハ　略］

五　事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定ＩＰ電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ウ及びノに掲げるものを除く。）

［ロ・ハ　略］

五の二　第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ウ及びノに掲げるものを除く。）

［ロ～ニ　略］

六　法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ウ及びノに掲げるものを除く。）

［ロ・ハ　略］

［七　略］

八　法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備　次に掲げる書類

イ　第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ソ及びノに掲げるものを除く。）

［ロ～ホ　略］

ヘ　メタルインターネットプロトコル電話用設備及びインターネットプロトコル電話用設備における総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ト　メタルインターネットプロトコル電話用設備及びインターネットプロトコル電話用設備におけるネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

チ　メタルインターネットプロトコル電話用設備及びインターネットプロトコル電話用設備における安定品質を確保するための措置に関する説明書

［リ　略］

三　［同上］

イ　第一号に掲げる書類（同号ソ、ヰ及びクに掲げるものを除く。）

［ロ　同上］

四　［同上］

イ　第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

［ロ～ニ　同上］

四の二　［同上］

イ　第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

［ロ・ハ　同上］

五　［同上］

イ　第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ノ及びクに掲げるものを除く。）

［ロ・ハ　同上］

五の二　［同上］

イ　第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ヰ、ノ及びクに掲げるものを除く。）

［ロ～ニ　同上］

六　［同上］

イ　第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ヰ、ノ及びクに掲げるものを除く。）

［ロ・ハ　同上］

［七　同上］

八　［同上］

イ　第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ソ及びクに掲げるものを除く。）

［ロ～ホ　同上］

ヘ　インターネットプロトコル電話用設備における総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ト　インターネットプロトコル電話用設備におけるネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

チ　インターネットプロトコル電話用設備における安定品質を確保するための措置に関する説明書

［リ　同上］